



遺言状の執行について

1. オーストラリアにおける遺言状の執行（書類にサインする時）には Witness が 2 人立ち会う必要があります。
2. Witness は 18 歳以上で遺言者と利害関係に無い方（相続人になる可能性がある方は不可）に証人として立ち会ってもらう必要があります。 Witness ・証人は遺言者本人が面前で遺言状に署名した旨を確認する立会人としての署名を行います。
3. 遺言状は各ページ最下部の Testator: とある箇所の右側に遺言者が署名し、Witnesses: とある箇所の右側に証人が署名します。 最終ページには日付を記入した上で **SIGNED AND ACKNOWLEDGED** とある署名箇所右側に遺言者が署名し、Witness とある項目に証人の方のフルネーム、住所、職業を英語の活字体で記入し署名を行います。 詳しくは本書類に添付のサンプルをご参照ください。
4. 署名する際には黒いインクのペンを使用し、遺言者と Witness は同じペンを使用してください。
5. サインは漢字でも問題ありませんが、パスポートで使用されているご署名に統一されてください。
6. 遺言書にご記入の際、修正液は使用しないでください。 間違えた所は二重線で消し、訂正し、二重線の上に立会人を含む執行者全員の署名を行ってください。
7. 遺言書はホチキスやピンなどで穴をあけず、遺言状の用紙が保たれた状態で保管する必要がありますので注意が必要です。
8. 残されたご家族が何処に相続財産があるか解らなくて困るという事がないよう、金融機関と口座番号などが解る Statement を遺言状と一緒に保管しておく事をお勧めします。

Keigo Kamibayashi Law Office
PO Box 500
Broadbeach Qld 4218

Web: www.kklaw.com.au

Email: kamibayashi@kklaw.com.au